

新見市教育委員会 4月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和4年4月20日(水) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	小 林 保
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	木 下 正 雄
教育総務課庶務係長	真 壁 恒 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和4年4月20日(水) 午後3時30分から午後4時35分)

## 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会3月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案4件、協議・報告1件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

## 4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

## 5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。

「議第16号」の説明をお願いします。

## 6 議 事

議第16号 指定学校変更申請の承認について

黒川課長 議第16号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。N o 1の方は、前会3月の定例教育委員会において概要をお伝えしておりました、住民登録地区から指定校である小学校への入学を希望せず、別の小学校へ入学させたいという案件です。指定学校変更の基準区分としては、教育的事情による場合としております。「いじめ・不登校、その他教育委員会が特に必要と認めたとき」の教育委員会が特に必要と認めたときということで対応させていただこうと思っております。N o 2の方は、家庭の事情で別の小学校区へ転居されましたが、現小学校での友人関係や学校生活を変えたくないという理由により、引き続き卒業までの通学を希望されております。なお、N o 1、N o 2ともに、事由発生日が前会3月7日の定例教育委員会以降であったため、すでに変更希望校での生活を始めておりますことをお知りおきの上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

正村教育長 事後承認ということで申し訳ありませんが、委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

三上委員                    これは、前会の会議録で経緯を書かれていて、変更申請が出たらという話でしたが、正式に変更申請が出たということですか。

正村教育長                そうです。

松井職務代理者        No 1 の方の場合、申請理由が「教育的事情による場合」ということで、その教育的事情というものは個人によって、いろんな事情があると思いますが、例えばそういう場合は、その申請書類に添えて、そういう事情について、事情説明書のようなものが添付されるのでしょうか。

黒川課長                今回の件につきましては、お姉さんが2人おられて、そのお姉さん2人についても、指定学校ではない小学校に通っているということを住民登録市の教育委員会から証明をいただいております。住民登録市の教育長から、こういう理由でありますのでご考慮願いますという文書をいただいております。保護者の申し立てにもその文言が入っています。

松井職務代理者        転居による場合など単に分類されるものではない、「その他」という場合はきちんと納得のいく説明が必要だということが注視されないと、安易にこういうことがあると今後困ると思ったものですから、質問させていただきました。

正村教育長                ありがとうございます。その点は、黒川課長が申したとおり、書類は付けていただいております。  
外にありますでしょうか。

各委員                    (無しの声)

正村教育長                無いようですので、議第16号は承認とします。  
次に、「議第17号」の説明をお願いします。

議第17号 新見市就学援助規則施行に係る内規の一部改正について

黒川課長                議第17号 新見市就学援助規則施行に係る内規の一部改正について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回の改正は、1ページ下段の「3 令和2年度から当分の間」というくだりにありますところで、新型コロナウイルスの影響で世帯収入が著しく減少した場合、再度認定審査をおこなうことができる期間を「令和2年度から当分の間」としました。2ページの3にこれまでの基準につい

て書いていますが、これまでは「令和2年度及び令和3年度においては」という2年の区切りとしていたものを、「当分の間」という表記に変えたということをご理解ください。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第17号は承認とします。  
次に「報第2号」の説明をお願いします。

報第2号 公立小学校・中学校及び教育関係職員の人事異動について

黒川課長

報第2号 公立小学校・中学校及び教育関係職員の人事異動について説明させていただきますので、資料をご覧ください。1ページから2ページにかけて、令和3年度末の正規職員の異動数について、一覧表にしております。異動総数は、小学校57人、中学校32人、全体で89人となりました。令和2年度末は、小学校が79人、中学校が34人、全体で113人の異動でしたので、今回は24人異動が少なかったということになります。内訳として、小学校の異動が管理職と教諭ともに、10人程度少なかったという状況です。表には、役職ごとの異動人数を記載しております。表の見方だけ説明させていただきます。「退職」は、定年退職・応募認定退職・普通退職の方すべての数です。「転採等」は、新見市から外の市へ異動された方の数です。特別支援学校に異動された方も含まれます。「転補」は、同じ役職で市内で異動された方の数です。「市外等から転入」は、市外から市内へ異動された方全ての数です。管理職・特別支援学校からの異動も含まれます。続いて「新任」の「市内」は、市内の中で校長・教頭等に昇任・採用された方の数です。「市外」は、昇任・採用された方の中で市外で昇任・採用された方の数です。教諭・養護教諭については、新採用の欄に数を記載しています。「行政へ」は、新見市教育委員会及び国立吉備青少年自然の家に異動された方の数です。それではしばらく時間を取りますので、ご覧ください。

正村教育長

裏面の「再任用」は、早期退職者もまた任用されたら「再任用」ですか。

黒川課長

早期退職者は「再任用」とはなりません。定年退職の方のみです。

正村教育長

県費職員は、希望があれば65歳までは再任用できますね。

黒川課長	毎年審査をして、認められれば継続できます。
正村教育長	こういうところも含めて、地域に新しい人が入ってくることがなかなか難しいということも起きてきます。
小林部長	教員の総数は、傾向としてどうになりましたか。
黒川課長	概要だけ説明させていただきます。令和元年度から他郡市との人事交流がおこなわれてちょうど3年が終わったところですが、今年度、他市に異動された教諭・養護教諭の数は、小中合わせて16人に対し、他市から新見市に入られた方は15人で、ほぼ同数でした。ただし、入られた15人のうち、もともと新見市で採用されて、高梁市であるとか、真庭市であるとか、他市を経験して再び新見市に戻ってこられた方、つまり3校目以降となる方が半数以上を占めております。このことから、本市の特徴的なことを言いますと、定年退職された方の後には、新採用の先生が入ってくる、新採用者で埋めている。そして、その新採用者を県のルールでは、3年経ったら他の市町へ転勤させましょうというルールでありますので、3年経ったら、新採用で新見市に赴任された方が他市に出て行き、そして、もう3年から5年経ってから再び新見市に戻ってくるというような、こういうローテーションがあります。このようにして新見市は、人材確保をしているという現状がございます。
正村教育長	総数は、あまり変わっていないですね。
黒川課長	総数は、大幅には変わっていません。
溝尾委員	再任用の方は担任を持たれているんですか。
黒川課長	再任用でも「フルタイム」の方については、担任を持つということで採用されております。再任用短時間の方は、1日4時間、週20時間の勤務をいただいているので、直接担任を持つということはありません。
溝尾委員	ありがとうございました。
正村教育長	外にありますでしょうか。
各委員	(無しの声)

正村教育長

無いようですので、報第2号は承認とします。  
次に「報第3号」の説明をお願いします。

報第3号 新見市特別支援教育推進センター職員の委嘱について

黒川課長

報第3号 新見市特別支援教育推進センター職員の委嘱について説明させていただきますので、資料をご覧ください。平成31年度から思誠小学校内に新見市特別支援教育推進センターを設置しまして4年目を迎えます。推進センターは、本市の特別支援教育の充実や、福祉など関係機関との連携により、児童生徒の自立・支援に顕著な成果をあげております。本年度は、2番の教諭が新規指導員となり、推進リーダーを務めます。なお、4番の教諭は新規でなく継続の誤りです。訂正をお願いします。報告は以上です。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、報第3号は承認とします。  
次に、「報第4号」の説明をお願いします。

報第4号 スポーツ推進委員の委嘱について

木下課長

報第4号 スポーツ推進委員の委嘱について説明させていただきます。本市におけるスポーツ推進の職務を担う新見市スポーツ推進委員につきまして、現委員におきましては、令和4年3月で2年の任期が満了となり、別添の名簿の方々27名に委嘱しましたのでご報告いたします。27名のうち1名が新規の委嘱で、26名は再任となっております。なお、任期は令和4年4月から令和6年3月までの2年間です。以上です。

正村教育長

1番下の方が新規ですか。

木下課長

はい、1番下の方が新規で1名委嘱です。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、報第4号は承認とします。  
次に「報第5号」の説明をお願いします。

報第5号 令和4年度一般会計当初予算について

田中課長

報第5号 令和4年度一般会計当初予算について説明させていただきます。予算概要説明書の14ページをご覧ください。教育文化スポーツに関する事業をここから17ページまで記載しております。事業名の左肩に「新」ということで、新規事業を挙げております。論語教育推進事業189万2千円、小学校統合円滑化事業838万6千円、DX事業と新規事業でドローンプログラミング事業が48万円、ふるさと絵本出版事業が220万円、文化財保存活用地域計画策定事業147万3千円です。15ページをご覧ください。日本画購入事業3,080万円です。それから、継続事業が続いておりますので、割愛をさせていただきます。16ページ、大きな事業費のものです。真ん中どころ小学校大規模改修事業が2億9,370万円です。この大規模改修事業につきましては、学校施設長寿命化計画に基づきまして、劣化状況の著しいもの、また、教育制度の見直し等が生じるものを優先的に改修することとしております。今年度は、西方小学校です。本日、入札がございまして、落札の業者が決まっております。伯備建設株式会社と宮本工業株式会社との特定共同企業体ということで決まっております。契約金額が1億5,000万円を超えますので、今後は5月臨時市議会に、契約議決の承認について上程する予定でございまして。なお、工事の完成予定は、年度内を見込んでおります。その下の段ですが、小中学校施設トイレ改修事業2億2,200万円、中学校施設維持修繕事業が2,260万円です。17ページをご覧ください。高校関係ですが、学校連携コーディネーター配置事業が243万1千円、総合政策課、高校魅力化推進事業780万円、総合政策課です。次に33ページをご覧ください。歳出予算の状況の中で、目的別の歳出状況を取りまとめたものでございまして。中ほど、教育費では令和4年度予算が23億4,521万1千円です。前年度対比が5億3,850万5千円の増です。率にしまして29.3%の増となっております。増の要因としましては、先ほど申し上げました西方小学校大規模改修事業、それからトイレ改修事業が主な要素でございまして。以上、ご説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者

14ページ、論語教育推進事業についてですが、「全小中学校の児童生徒に論語を題材とした教材を配付し」とあり、その予算額が189万2千円というのは、今年度が初年度だと思うんですが、小学校1年生から中学校3年生まで一括して同じ教材、以前伺った「クマ先生とよむ論語」を配布するのでしょうか。

黒川課長	<p>はい、小学校1年生から中学校3年生まで全員「クマ先生とよむ論語」を配布します。なお、当初予算の中では、児童生徒数だけの予算を上げておりましたが、教職員も無いと指導ができないだろうということで、教職員の冊数も200冊ほど、新たに追加注文をしているところです。モデル校を設定しており、思誠小学校、新見第一中学校、新見南小学校、新見南中学校、この4校の校長先生方には先進校を視察していただきまして、他の学校の校長先生へ伝達をしていただくということにしております。小学校1年生、2年生はなかなかまだ文字が読めないというような発達段階もありますので、まずは、声に出して唱えるというような、教科として押さえるのではなくて、あくまでも心の教育ということで、じわじわと浸透すればいいかなということを進めさせていただこうと思っています。</p>
松井職務代理者	<p>使い方や指導方法の具体的な詰めは、学校教育課と学校現場でおこなわれると思いますが、全員に渡す教材の費用が約200万弱で収まるという理解でよろしいですか。</p>
黒川課長	<p>はい。</p>
松井職務代理者	<p>了解しました。</p>
正村教育長	<p>外にありますでしょうか。</p>
三上委員	<p>小学校統合円滑化事業というのは、具体的にはどういう事業ですか。</p>
黒川課長	<p>これは井倉小学校と萬歳小学校が今年度で閉校して、井倉小学校については新見南小学校へ、萬歳小学校については本郷小学校へ統合されるということで、加配の教員を市であてがうというための予算でございます。</p>
小林部長	<p>加配した職員は、複式教育から単式に戻さなければいけないので、その部分を補っていただく、井倉も萬歳も複式があり、統合先が単式になりますので、そのあたりの調整をさせていただこうと思っております。</p>
三上委員	<p>ありがとうございます。</p>
正村教育長	<p>外にありますでしょうか。</p>
各委員	<p>(無しの声)</p>



正村教育長

無いようですので、報第5号は承認とします。  
次に「報第6号」の説明をお願いします。

報第6号 新見市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則及び新見市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

田中課長

報第6号 新見市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則及び新見市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてご報告します。これは、4月1日に機構改革がありましたので、それに伴って名称等を整理整頓しておるところでございます。1ページをご覧ください。1条で事務局組織及び事務分掌の規則の一部改正ということですが、生涯学習課内の文化振興係とスポーツ振興係、この2つの係を統合しまして、文化スポーツ係に変更するために改正するものでございます。2ページをご覧ください。2条は、権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正ということですが、この中でこども課長ということですが、こども課が子育て支援課に変わりましたので、こども課長を子育て支援課長に変更するため改正するものです。以上、よろしく願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、報第6号は承認とします。  
次に「報第7号」の説明をお願いします。

報第7号 新見市保育・教育カリキュラム策定委員会設置要綱及び新見市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する要綱について

田中課長

先ほどの報第6号は、規則に関する改正をまとめたものでございます。報第7号につきましては、要綱の中で、変更が生じたもの、これは機構改革に伴っての変更でございます。それでは、報第7号 新見市保育・教育カリキュラム策定委員会設置要綱及び新見市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する要綱についてご報告します。2ページをお開きください。新旧対照表を載せております。保育教育カリキュラム策定委員会の設置要綱です。その中で、先ほど申しましたように、こども課長を子育て支援課長に改めております。3ページをご覧ください。通学路安全推進会議設置要綱の中で、委員の関係機関ということで、こども課ということですが、そこを変

えまして、子育て支援に変更をしておるものであります。以上、よろしくお願ひいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、報第7号は承認とします。  
以上で議事を終了します。

## 7 閉 会

正村教育長

4月定例教育委員会をこれで閉会します。  
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時35分)